

## 「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の公開

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、2016年4月1日から、国・地方公共団体、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた数値目標と取り組みを盛り込んだ行動計画の策定などが義務付けられています。女性がより活躍するためには働き方を含む環境の整備を更に進める必要があることから、以下の通り、行動計画を策定しました。

### 「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」

当社では女性の活躍を積極的に進めるために、様々な取組を行って来ました。

今般の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立を受けて分析を行った結果、女性がより活躍するためには働き方を含む環境の整備を更に進める必要があることから、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日

2. 当社の課題

有給休暇の取得率が低い。

育児・介護休職の取得をフレキシブルに取得出来ない。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：

令和4年度の有給休暇取得率を平成30年度実績から10ポイント以上アップする。（取得率70%以上）

〈取組内容・実施時期〉

令和2年4月～ 実施済みのゆとり休暇・メモリアル休暇取得の徹底

令和2年7月～ 新勤怠システム導入による有給休暇取得管理の徹底

令和3年4月～ 令和2年度の実績を把握し、必要に応じて目標達成のための促進活動を強化

目標2：

令和4年度の育児・介護休職の取得率を100%にする。（希望者に限る）

〈取組内容・実施時期〉

令和2年4月～ 育児・介護休職を1ヶ月前までに希望した場合受理し、体制を整える

令和3年4月～ 令和2年度の実績を把握し、必要に応じて目標達成のための促進活動を強化

以上